

令和５年高島市農業委員会第１１回総会議事録

- 1 開催日時 令和５年１１月１０日（金）
午後１時３０分から午後３時００分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館３階 会議室 ９・１０
- 3 出席委員（１７人）

会長	6 番	中田正敏
副会長	10 番	地村満信（議事録署名委員）
	1 番	田中孝敏
	2 番	青谷喜代一
	3 番	橋本久義
	4 番	高木敏一
	5 番	采野 哲
	7 番	前川幸雄
	8 番	古谷久栄
	11 番	中川幸雄（議事録署名委員）
	13 番	岸田忠則
	14 番	山田善嗣
	15 番	浅井嘉己
	16 番	古田卓見
	17 番	清水 巧
	18 番	足立 功
	19 番	石津紘子
- 4 欠席委員（２人）

	9 番	上原満枝
	12 番	日置克己
- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 1 人
- 7 次第
 1. 開会
 2. 高島市農業委員憲章唱和
 3. 会長挨拶
 4. 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 報告事項
 - 第 1 令和５年度高島市農業再生協議会第１回臨時総会について

- 第 3 報告第 2 2 号 田畑転換等農地の形状変更届の受理について
- 第 4 報告第 2 3 号 農地の転用事実に関する照会について
- 第 5 議案第 9 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 9 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 9 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 9 議案第 9 6 号 高島市農用地利用集積計画の決定について
- 第 10 議案第 9 7 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）について

5. 連絡事項

(1) 令和 5 年第 1 2 回総会について

- ・ 日 時 令和 5 年 1 2 月 8 日（金） 午後 1 時 3 0 分
- ・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 9 ・ 1 0

8 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課 主事 南村 悠斗

9 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局 局長心得 水口 善広
局次長 伊庭 久美
参事 青谷 和夫
参事 前河 康史

10 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、こんにちは。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。ご案内をさせていただきました時刻になりましたので、令和 5 年第 1 1 回高島市農業委員会総会を開会します。本日は、16 名の委員にご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。 欠席の委員でございますけれども、9 番上原委員、12 番日置委員でございます。 本日の案件でございますけれども、報告事項が 1 件、報告案件が 4 件、農地法に基づく許可等案件として第 3 条案件が 14 件、第 5 条案件が 6 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明案件が 1 件、市長部局からの案件といたしまして高島市農用地利用集積計画案件が 112 件、農用地利用集積等促進計画案件が 80 件、以上 218 件につきましてご審議いただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます議事日程第 5、議案第 9 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に
-----	--

	ついて」は、■■■■の同居の親族様の案件であることから退席を求めさせていただきます、また議事日程第8、議案第96号「高島市農用地利用集積計画の決定について」につきましても■■番■■■■に退席を求めさせていただきます、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。
事務局	それでは続きまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。 地村副会長よろしくをお願いいたします。
副会長	皆様、ご起立ください。議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら一緒にお願いします。 (唱 和) 有り難うございました。
事務局	それでは中田会長よりごあいさついただきます。ごあいさつの後の総会の議事進行につきましては、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき会長をお願いいたします。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは本日の議事日程に従いまして、会議を進めさせていただきます。日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては私の方から指名をさせていただきます。本日の総会の議事録署名委員には、10番地村副会長、11番中川幸雄委員を指名いたします。お二方よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題といたします。第1「令和5年度高島市農業再生協議会第1回臨時総会について」これにつきましては私の方が出席をさせていただきましたのでご報告をさせていただきます。令和5年度高島市農業再生協議会第1回臨時総会につきましては、11月6日にレーク滋賀農業協同組合の3階の多目的ホールで開催をされました。会員数8名全員の出席でございました。協議をされました案件につきましては、令和4年度高島市農業再生協議会経営所得安定対策推進事業会計事業報告および収支決算の承認について、次が令和4年度高島市農業再生協議会たかしま野菜生産拡大基金特別会計事業報告および収支決算の承認について、このたかしま野菜の拡大基金の制度につきましては、前年度で終了で

会長	ございましたので、去る3月31日に残金につきましては、市のほうへ返還されたというふうに報告をいただきました。次が令和4年度高島市農業再生協議会高島野菜生産振興事業基金特別会計事業報告および収支決算の承認について、これにつきましては、先ほど申し上げました特別会計の継承の制度というふうなことで2年前から始まりました。1年目につきましては14万程度の支出というふうなことで案件が1件でございました。このことにつきましては改正をされているというふうなことで、この5年度につきましては約100万程度の交付をしていくような段取りになっているということでございますけれども、せっかく基金を設けて野菜拡大をすすめるというふうなことで、もっと有効な活用等につきましてしっかりと事業体制を整えて推進をするようにということで、一応私、監事をさせていただいておりますので、監査報告の中でそういった内容につきまして報告をさせていただきました。ただ、前につきましては3年目が5,000円というやつが20,000円まで引き上げがされているというふうなことで、それと現実に合ったような金額でして、今少し取り組みが進んでいるというふうな報告でございました。次に令和4年度高島市農業再生協議会新市場開拓に向けた水田リノベーション事業特別会計事業報告および収支決算の承認についてでございますが、これにつきましては原案のとおり承認をしたところでございます。次が令和5年度以降における主食米の生産調整方針の一部改正についてというふうなことでございますが、これは毎年改正を年度が替わるごとに年度の変更だけでもしていたんですけれども、翌年度または翌々年度というふうなことで、例えば令和5年、令和6年というふうな表現をそういう表現に変えていくというのが主な内容でございました。次が令和5年度高島市農業再生協議会化学肥料低減定着対策事業会計事業計画、収支予算についてでございますけれども、これにつきましては、今後取り組んでいくという内容でございますけれども、非常に実践と言うんですか、やっていただく農家につきましてはハードルの高い事業というふうなことで、あまり大きな反響にはいかないのではないかなと、この点につきましても全国的な考え方からいきますと緑地とかいろんな形で取り組むことも可能ということでございますので、今後のひとつの取組課題になっていくのではないかとというふうに考えておるところでございます。項目だけのご説明で大変恐縮でございますけれども、そういった内容でございましたので報告に代えさせていただきたいと思っております。以上で報告を終了させていただきます。 それでは、本件につきまして、ご意見とかご質問ございましたら、ご発
----	--

	言をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。 (質疑・意見なし)
会長	それでは、ご発言がないようでございますので、以上で日程第2「報告事項」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第3、報告第22号「田畑転換等農地の形状変更届出書の受理について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。
事務局	3ページをご覧ください。報告第22号、田畑転換等 農地の形状変更届出書の受理について。田畑転換等農地の形状変更届出書の提出が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第3号の規定に基づきこれを受理したので、同条第2項の規定に基づき報告します。令和5年11月10日。高島市農業委員会会長。 番号1、土地の表示、地番279番1、地目、田、面積794平方メートル。目的、田に盛土をして樹園地として利用。申請位置図等は、議事案件資料集1ページから2ページをご参照ください。 田畑転換等農地の形状変更届出とは、田を畑や樹園地として利用するなど、耕作を目的に農地を耕土や良質土等により盛土して形状変更を行う前にする届け出です。本件は、湿田で田としての利用が困難な農地であることから盛り土を行い、樹園地として利用し自家用の果樹を栽培する計画を立てています。高島市田畑転換等農地の形状変更に関する指導要綱により届出書を審査したところ、計画の趣旨は妥当でありその他届出に係る必要書類もそろっていることから、高島市農業委員会会長専決規程第2条第1項第3号の規定により異議ないものとし、令和5年10月2日に形状変更に同意しましたのでご報告いたします。以上でございます。
会長	それでは本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようでございますので、以上で日程第3「報告第22号」を終わらせていただきます。
会長	次に、日程第4、報告第23号「農地の転用事実に関する照会について」

事務局	を議題といたします。事務局から説明をいたします。 4 ページをお開きください。報告第 2 3 号、農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づきこれに回答したので、同条 2 項の規定に基づき報告します。令和 5 年 1 1 月 1 0 日、高島市農業委員会会長。 番号 1、土地の表示、地番 1 2 7 番 1、地目、田、面積 1, 1 1 9 平方メートル、地番 1 3 1 番 3、地目、田、面積 5. 6 2 平方メートル、現況非農地。番号 2、地番 5 4 1 番、地目、畑、面積 7 5 7 平方メートル、現況非農地。番号 3、地番 1 4 3 1 番、地目、畑、面積 2 7 7 平方メートル、現況非農地。計 3 件、2, 1 5 8. 6 2 平方メートル。 本案件は、前回総会以降に大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号 1 から番号 3 について、事務局で現地調査し既に農地でない状況であったことを確認した後、非農地の旨を会長専決規程により回答しましたのでご報告いたします。詳細につきましては、先ほど説明をさせていただきましたとおりです。なお、法務局から照会があれば 1 4 日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	本件につきまして、ご意見やご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。何かございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見ないようですので、以上で日程第 4 「報告第 2 3 号」を終わります。
会長	続いて、日程第 5、議案第 9 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	5 ページをお開きください。高島市農委議案第 9 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和 5 年 1 1 月 1 0 日、高島市農業委員会会長。農地法第 3 条の規定による許可申請につい

	て、農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。6ページをお開きください。 1. 所有権の移転。番号1、土地の表示、地番1498番1、地目、畑、面積765平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集3ページから4ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作を継続することが難しい譲渡人と、申請地の近くに居住し農業の規模拡大を行う上で便利がよいマキノ在住の譲受人が売買により畑1筆を所有権移転するものです。現在、不耕作地であることから農地復元計画書を添付されています。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	3番橋本です。事務局のご説明のとおり、今は畑ではないんですけれども、持ち主の人がちゃんとトラクターで耕していただくということを聞いていますのでいいかなと思いますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。
事務局	番号2、土地の表示、地番218番4、地目、畑、面積133平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集5ページから6ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作を継続するのが難しい譲渡人と、現在は県外在住で安曇川町に所有する住宅をリフォーム中の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転をするものです。なお、譲受人は申請地の隣接地を所有されています。譲受人世帯は、休耕地である申請地を、家庭菜園として効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	3番橋本です。同じく事務局のご説明のとおりです。親戚の人になるということを聞いていますので、元々こっちにやはった人で、なんら問題ないかなと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。
事務局	番号3、土地の表示、地番112番2、地目、田、面積528平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集7ページから8ページをご参照ください。申請地は田として耕作が難しく売却したい譲渡人と、県外在住で申請地の近くに農業用倉庫を所有しハーブ畑として使用したい譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権移転をするものです。なお、譲受人は今年から友人と勝野地先において農地を借りて水稻を作付けされ

采野委員	ています。申請地は現在、不耕作地であることから農地復元計画書を添付されています。譲受人世帯における農機具の保有状況は、トラクターが1台、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 5番采野です。事務局からの説明もありましたとおり、資料の8ページを見ていただいたらわかるとおり、ここは例年農地パトロールで長い間耕作されていない状態でリストにあがっていた農地なんですけれども、今回県外から今高島町の方で仲間と一緒に農業をしておられる人がここをハーブ畑にしたいということで、いろいろ計画聞かせていただいて問題がないと判断いたしました。慎重審議よろしくお願いいたします。
事務局	番号4、土地の表示、地番1377番1、地目、畑、面積189平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集9ページから10ページをご参照ください。申請地は、高齢で維持管理することが難しい譲渡人と譲渡人の依頼により柿畑として維持管理してきた今津在住の譲受人との間で話がまとまり、贈与により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
采野委員	5番采野です。譲受人さんがずっと今回の譲渡人さんから耕作を依頼されていてずっと管理されていた柿畑ですので、今回事務局の説明があったとおりに話がついて贈与するということでした。慎重な審議をよろしくお願いします。
事務局	番号5、土地の表示、地番1125番、地目、田、面積1216平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集11ページから12ページをご参照ください。申請地は、高齢のため耕作を継続することが難しい譲渡人と子が所有する申請地の隣地に移り住み野菜を栽培したい県外在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。現在、不耕作地であることから農地復元計画書を添付されています。譲受人世帯において、今後管理機1台を導入し野菜を栽培する計画で、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。

地村委員	10番地村です。ただ今事務局の説明のとおりでございますが、資料集の12ページを見ていただきますと、耕作放棄地化されているんですが、現地確認して譲受人としゃべったところ、頑張って草刈りして野菜を栽培していくという意気込みがありましたんで、現地確認終わってから印鑑を押しました。よろしくご審議お願いいたします。
事務局	番号6から番号8の申請地は隣接しており、譲受人が同じでありますことからあわせて説明させていただきます。番号6、土地の表示、地番262番、地目、畑、面積254平方メートル。番号7、地番263番、地目、畑、面積155平方メートル。番号8、地番264番、地目、田、面積380平方メートル。地番265番、地目 畑、面積413平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集13ページから16ページをご参照ください。申請地は、所有している農業用機械が古くなるなど農地の維持管理が困難になってきた3人の譲渡人と、申請地が実家に近く農業の規模拡大をしたい今津在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。なお申請地の一部は不耕作地となっているため、農地復元計画書を添付されています。譲受人世帯では農機具をリースにより確保し、労働力、農作業経験から申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございます。譲受人の兄がこの土地の近くにおりますので、このへんは兄弟で管理してですね、頑張ってやっていくということでしたので、現地確認をして印鑑を押しました。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号9、土地の表示、地番545番6、地目、畑、面積46平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集16ページから18ページをご参照ください。申請地は、相続したが遠隔地に居住しているため管理ができない譲渡人と安曇川在住で野菜作りをしたい譲受人との間で話がまとまり、贈与により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況は耕うん機が1台、労働力、農作業経験から申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。資料集の18ページを見ていただきますと、この46平方メートルの農地なんですが、白い袋のようなものが置いていますけれ

事務局	どもこれはですね、風があたらないようにカバーをしていると作物にですね、ということで引き続いて贈与されて畑を作っていくということですので、よろしくご審議お願いします。 番号１０、土地の表示、地番３９９３番、地目、田、面積７４６平方メートル。地番４０２９番１、地目、田、面積５８０平方メートル。地番４１４１番１、地目、田、面積６００平方メートル。地番４１４１番２、地目、田、面積５９１平方メートル。地番４２０１番、地目、田、面積１，１９１平方メートル。地番４２０３番、地目、田、面積１，４５８平方メートル。地番４２２３番、地目、田、面積４８０平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集１８ページから２４ページをご参照ください。申請地は、高齢で耕作や維持管理が難しく農地を売却したい譲渡人と、各種種苗を生産販売している農地所有適格法人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。この法人は現在京都で事業を展開されていますが、安曇川の申請地に隣接する場所に拠点を設け、拠点近くに在住する従業員を中心に農地の管理と従事をする計画です。申請地はいずれも不耕作地であり農地復元計画書を添付されています。譲受法人の農機具の保有状況、労働力、農作業経験から申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただ今の事務局の説明どおりでございますが、資料集の２０ページ以降を見ていただきますと、耕作放棄地化しているんですが今後は購入して作付けをしていって頑張るということでしたので、現地を確認して印鑑を押しました。よろしくご審議をお願いします。
事務局	番号１１、土地の表示、地番９３３番２、地目、田、面積１８２平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２５ページから２６ページをご参照ください。申請地は遠隔地に居住し農地の管理が難しい譲渡人と、居住地に隣接した申請地を管理できる高島在住の譲受人との間で話がまとまり贈与により所有権を移転するものです。譲受人世帯では、これまでも自宅敷地内で栗やレモンなどの果樹を栽培しており、申請地では柿を栽培する計画です。申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
岸田委員	１３番岸田です。先ほどの事務局の説明のとおりでございます。ご審議

事務局	よろしくお願いします。 番号１２、土地の表示、地番４８番３、地目、田、面積１，０４１平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２７ページから２８ページをご参照ください。申請地は、自宅から離れた農地を売却したい譲渡人と、高島に拠点があり農業の規模拡大をしたい県外在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	１６番古田卓見です。ただ今事務局より説明いただきましたとおりであります。私も現地確認いたしましたところ間違いありませんでした。皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	番号１３、土地の表示、地番１２番１、地目、田、面積７２２平方メートル。地番１２番２、地目、田、面積８６９平方メートル、地番２１番、地目、田、面積６０１平方メートル。地番１０２４番、地目、田、面積１，６４２平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集２９ページから３２ページをご参照ください。
古田委員	１６番の古田卓見です。ただ今事務局より説明いただきましたとおりであります。私も譲渡人のご案内によりまして現地確認しましたところ間違いありませんでした。皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。
事務局	補足で説明を続けさせていただきます。申請地は、自宅から離れた農地を売却したい譲渡人と、高島に拠点があり農業の規模拡大をしたい県外在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	同じく１６番の古田卓見です。ただ今事務局よりご説明いただきましたとおりであります。耕地の現地確認しまして土地が間違いないということがわかってきました。譲受人に関しましては法人経営をされていて、この新庄地区の道田、泉水あたりの土地を長年購入されて現在も７０反ほど土

	地を購入されておられます。譲受人は淡路島のたまねぎ農家でありまして、息子さんは大阪で不動産業をされております。譲受人自体は農業の耕作をしたいということで、耕作はＪＡに任すということで、現在耕作されております。ＪＡの方では作業請負としてずっと耕作されておられるようです。以上間違いありませんのでよろしくお願いいたします。
事務局	番号１４、土地の表示、地番１４４６番１、地目、原野、面積６２９平方メートル。地番４５９番、地目、畑、面積１１２平方メートル。地番１５２１番、地目、畑、面積５７平方メートル。地番１５２２番、地目、畑、面積６４９平方メートル。申請位置図等は報告・議事案件資料集３２ページから３６ページをご参照ください。申請地は、遠隔地に居住しており耕作することが難しく農地を売却したい譲渡人と、居住地に近く農業の規模拡大を行う上で便利がよい新旭在住の譲受人との間で話がまとまり、売買により所有権を移転するものです。なお、譲受人は令和４年１１月から申請地のうち３筆を借入し果樹を栽培しておられます。また、申請地以外の借入地ではオリーブを栽培されています。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
古田委員	同じく１６番の古田卓見です。ただ今の事務局の説明いただきましたとおりであります。ここも譲受人の案内で現地確認をしましたところ間違いありませんでした。皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。
足立委員	１８番足立です。この一覧の畑の方を確認しました。果樹園に転作中ということで、特に問題ありませんでしたのでよろしくお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより議案第９３号「農地法第３条の規定による許可申請について」審議を行います。まず８ページ、番号１３の案件について審議を行います。法第３１条第１項の規定により■■■番■■■の退席を求めます。 (■■■ 退席)
会長	それでは本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。はい、采野委員。

采野委員	5番采野です。今のちょっとお話で聞いてしまったんですけど、この譲受人さんについては、農地を所有した後JAに全作業委託するということですね。こういう場合というのは譲受人さんの経営面積というふうなカウントはどういうふうに考えたらいいか、事務局として。
事務局	ただ今のご質問にお答えいたします。13番の譲受人の方でございますが、耕うんにつきましては、ご自身でトラクターと耕うん機を保有されていらっしゃるしまして、田植えと稲刈りそれと乾燥についてJAに委託するというような形で全作業の委託というふうには聞いてございません。ということでカウントとしては所有されている農地はすべて経営されているというような形で、あくまでもJAに対しては作業委託ということですので所有されている農地は経営しているというような形でカウントさせていただいているところでございます。
会長	はい、采野委員。
采野委員	確認ですけど、この方、どこに今住んでおられますか。
事務局	高島町にそういった機械を置いている拠点となる場所があってということで、そこを拠点にこちらの高島地域の作業については行っているというふうにお聞きしております。
采野委員	わかりました。通作距離もなにも関係なくなつたから、それはあかんとかそういうわけじゃなくて、ただこれは僕がちょっと聞きとったのが全作業委託というふうに聞こえちゃったから、そういう場合はどうなんだろう、とちょっと思ったので質問させていただきました。以上です。
事務局	部分作業の委託、全作業の委託に問わず、経営面積に関しましては所有権のある方の経営という形で整理されるということでございますのでよろしく願いいたします。
会長	采野委員よろしいですか。他にご意見、ご質問ございませんか。それではご意見尽きたようでございますので、これより「農地法第3条の規定による許可申請について」番号13の案件について採決をいたします。 本件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長	全員挙手。 よって、「農地法第3条の規定による許可申請」のあった「所有権移転」番号13の案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。 (入場・着席)
会長	次に、「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1から番号12の案件、番号14の案件について審議を行います。本件について、ご意見やご質問ございましたらご発言ください。はい采野委員。
采野委員	5番采野です。ちょっとこれも確認なんですけど、10番の譲受人、この法人は経営面積0となっておりますけど、この経営面積というのは市内でという考え方ですか、それとも法人がという、表記の仕方だけの確認です。
事務局	ただ今のご質問についてお答えをいたします。この表記につきましては、高島市においての経営面積ということでございますし、当該法人につきましては京都におかれまして作業を受託するという形で農作業をされているということで、耕作証明の方はあがっていないというような状況でございます。
采野委員	ありがとうございます。
会長	他ございませんか。それではご意見尽きたようでございます。これより番号1の案件について、採決します。本件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号７の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号８の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号９の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１０の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方

	は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号１４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第９３号「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権の移転」番号１から番号１２の案件および番号１４の案件は、申請のとおり許可することに決定しました。
会長	それでは続いて、日程第６、議案第９４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	９ページをお開きください。高島市農委議案第９４号、農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和５年１１月１０日、高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１０ページをお開きください。 １、所有権の移転。番号１。土地の表示、地番２７７番２、地目、田、面積６６平方メートル、転用目的、駐車場・倉庫。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３７ページから３９ページをご参照ください。本件は、申請者が経営する会社の倉庫および駐車場として利用するため、田１筆を

	売買により譲受け、農地転用するものです。農地区分は、申請地は集落内で住宅等が連たんしているため第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については自然浸透とします。なお申請地は駐車場として利用するため、譲受人の同意を得て20数年前に埋め立て賃借してきましたが、今回所有権を移転する手続きを進める中で農地法を知らずに田を埋め立ててしまったことが判明し、今後このようなことが起こらないようにする旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
橋本委員	3番橋本です。事務局のご説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
事務局	番号2。土地の表示、地番6番1。地目、田。面積1,026平方メートル。地番9番1。地目、田。面積666平方メートル。転用目的、商業テナント。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の39ページから41ページをご参照ください。本件は、不動産業を営む譲受法人が商業テナントを建築するため、田2筆を売買により譲り受け、農地転用するものです。農地区分は、地番9番1については、都市計画区域内の用途地域、第1種住居地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。また地番6番1については、市役所安曇川支所からおおむね半径500メートルの区域内であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地で目的が達成できると認められる場合には原則不許可となりますが、地番9番1の隣地であり一体的に利用する計画であることからやむを得ないと考えます。周辺の被害防除について、雨水排水は西側の既設道路側溝へ放流し、雑排水は公共下水道に接続し排水します。また北側には土砂の流出を防ぐため擁壁を設置します。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年12月上旬から令和6年8月上旬の予定です。以上でございます。
地村委員	10番地村です。41ページの写真を見ていただきますと手前に、右の方には農機具店、そして左の方には大型スーパーがございまして、幅の広い道のそばです。左の方へずっと行きますと朽木の方へ行きます。手前の

事務局	方へ行くと船木ということで大きな道のそばなんです、このへんはこういう形で大型スーパーが建ててきてありますんで、そういう形で申請がされたということでございます。よろしくご審議お願いします。 番号3。土地の表示、地番1番11。地目、田。面積426平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の42ページから44ページをご参照ください。本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受法人が事業計画の一環として宅地分譲するため、田1筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第1種住居地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。今回の申請地で2区画の宅地分譲を計画しています。周辺の被害防除について、雨水は道路側溝へ放流します。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところです。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており許可基準を満たしていると考えます。工期は、今年12月上旬から令和6年3月上旬の予定です。以上でございます。
地村委員	10番地村です。このへんはですね、JR安曇川駅から500メートル以内というところで駅に近いところです。周りはですねほとんど宅地化されてまして、農地として残っていたのはもうここだけだったんです。このたびこういう形で宅地分譲ということで第5条申請がございました。よろしくご審議お願いします。
事務局	番号4。土地の表示、地番6番5。地目、田。面積402平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の44ページから46ページをご参照ください。本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受法人が事業計画の一環として宅地分譲するため、田1筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、近隣商業地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水は西側の既設道路側溝へ放流します。南側は既設の擁壁があり、東側にはL型擁壁を新設します。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年12月上旬から令和6年1月下旬の予定です。以上でございます。

山田委員	す。
事務局	14番山田です。申請内容につきましては、今事務局から詳細説明があったとおりです。現地も確認させていただきましたが、特に問題はないものというふうに思いますのでよろしくお願いします。
山田委員	番号5。土地の表示、地番11番6。地目、田。面積304平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の47ページから49ページをご参照ください。本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受法人が事業計画の一環として宅地分譲するため、田1筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第1種低層住専地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除について、雨水排水は東側の既設道路側溝へ放流します。北側および西側は既設の擁壁、南側は道路擁壁があります。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は今年12月上旬から令和6年1月下旬の予定です。以上でございます。
事務局	14番山田です。申請内容につきましては、今説明のあったとおりでございます。現地も確認させていただきました、問題はないというふうに判断をいたしました。どうぞよろしくお願いします。 番号6。土地の表示、地番6番3。地目、田。面積153平方メートル。地番6番4。地目、田。面積568平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の49ページから51ページをご参照ください。本件は、市内で不動産業を営んでいる譲受法人が事業計画の一環として宅地分譲するため、田2筆を売買により譲り受け農地転用するものです。農地区分は、都市計画区域内の用途地域、第1種低層住専地域であることから第3種農地と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えます。今回の申請地で3区画の宅地分譲を計画しています。周辺の被害防除について、雨水排水は南側の既設道路側溝へ放流します。東側、北側および西側は既設の擁壁があります。万一被害が生じた場合には、譲受法人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。また、受益地である安曇川沿岸土地改良区との協議も整っているところで

足立委員	す。農地法の規定により審査したところ必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、今年１２月上旬から令和６年１月下旬の予定です。以上でございます。 １８番足立です。三方を集合住宅に囲まれた一角ですので、特に問題はないと思います。お願いします。
会長	それでは以上で説明が終わりました。これより、議案第９４号「農地法第５条の規定による許可申請」について審議に入ります。本件につきまして、ご意見、ご質問はございましたらご発言ください。何かご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	それではご意見、ご質問がないようですので、これより議案第９４号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決を行います。最初に番号１の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号３の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号４の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。

会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第９４号「農地法第５条の規定による許可申請」のあった所有権移転、番号１から番号６の案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
会長	次に、日程第７ 議案第９５号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題といたします。事務局および担当いただきました農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１１ページをお開きください。高島市農委議案第９５号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。上記の議案を提出する。令和５年１１月１０日、高島市農業委員会会長。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の次の証明願について審議を求める。番号１。１２ページをお開きください。特例適用農地等の明細の朗読は省略させていただきます。本件は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定により相続税の納税猶予の適用を受ける方は、３年ごとに農業経営に関する事項を記載した継続届出書を税務署に提出する必要があり、その際に添付することになっている農業委員会が交付する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の証明願です。相続した日から現在まで継続して適用を受けている農地において、今回令和２年１１月１０日から３年間、引き続き農業経営を行っている旨を証明するものです。申請位置図等は、報告・議事案件資料集５２ページから５７ページをご参照ください。申請者は、適用農地を含め１６筆、１４４．３７アールを経営されています。今回証明願のありました農地について、事務局において転用や権利関係の移動等の調査を行いましたが無問題で、本人により農業経営が行われていると判断できると思われます。以上でございます。

前川委員	7 番前川でございます。今ほど事務局の説明があったとおりでございます。私も現場に出向きまして現地を確認させていただき、問題なしと判断いたしました。慎重審議よろしく申し上げます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第 9 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」審議に入ります。本件につきまして、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	それではご意見がないようでございますので、これより、議案第 9 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」採決を行います。本件につきまして、願い出のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第 9 5 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。
会長	次の日程の議案説明のため、農業政策課の職員が入室いたします。 (農業政策課 職員入室 ～休憩～ 1 4 時 5 4 分再開)
会長	日程第 8、議案第 9 6 号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	1 3 ページをお開きください。高島市農委議案第 9 6 号、高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和 5 年 1 1 月 1 0 日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。2、公告予定年月日、令和 5 年 1 1 月 2 0 日。高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。

農業政策課	農業政策課、南村と申します。私より農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。高島市農用地利用集積計画、令和5年11月20日、滋賀県高島市。続いて、農用地利用集積計画表は15ページでございます。なお、貸し手、借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。利用権設定について、利用権設定農用地は112筆、利用権設定面積は219,979平米でございます。内訳としまして新規68筆、面積は132,753平米、継続44筆、面積87,226平米です。利用権設定者は36名、農用地利用申出者は19名でございます。その他、利用権設定各筆明細は16ページから27ページのとおりでございます。農用地利用申出者19名はすべての農用地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第96号「高島市農用地利用集積計画の決定について」審議を行います。それでは、まず21ページから22ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号60から番号64の案件について、審議を行います。法第31条第1項の規定により、■■■■番■■■■の退席を求めます。 (■■■■ 退席)
会長	それでは本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見がないようでございますので、これより、番号60から番号64の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号60から番号64の案件については、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

	(入場・着席)
会長	次に１６ページから２１ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号５９、２２ページから２７ページ、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号６５から番号１１２の案件について、審議を行います。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見がないようでございますので、これより利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号１から番号５９、番号６５から番号１１２の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、利用権設定各筆明細、「貸し手から借り手」番号１から番号５９、番号６５から番号１１２の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
会長	続いて、日程第９、議案第９７号「農用地利用集積等促進計画の作成について」を議題といたします。事務局及び農業政策課より説明をお願いします。
事務局	２８ページをお開きください。高島市農委議案第９７号、農用地利用集積等促進計画の作成について。上記の議案を提出する。令和５年１１月１０日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画について意見を求める。１、農用地利用集積等促進計画、別紙のとおり。２、公告予定年月日、令和５年１２月２８日。 農用地利用集積等促進計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画、令和５年１２月２８日、滋賀県。農用地利用集積等促進計画は３０ページのとおりでございます。こちらについても、貸し手、借り

	手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。農用地利用集積等促進計画について、権利設定農用地は８０筆、権利設定面積は１０８，９１８平米、農地中間管理機構に権利の設定をする者、貸し手は２６名、権利の設定を受ける者、借り手は４名、その他、農用地利用集積等促進計画は３１ページから３６ページのとおりでございます。また、３６ページの農用地利用集積等促進計画の案（機構から受け手）の５筆につきましては、前耕作者が事情により耕作を続けることができないため、新しくお二人の方に耕作者を変更するものです。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。 会長 それでは説明が終わりました。これより、議案第９７号「農用地利用集積等促進計画の作成について」審議に入ります。それでは、３１ページから３５ページ、農用地利用集積等促進計画、番号１から番号７５、３６ページ農用地利用集積等促進計画、機構から受け手、番号１から番号５の案件について審議を行います。本件について、ご意見、ご質問はございませんか。 （質疑・意見な 25 し） 会長 ご意見がないようでございますので、これより農用地利用集積等促進計画番号１から番号７５、農用地利用集積等促進計画、機構から受け手、番号１から番号５の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 全員挙手。 会長 よって、農用地利用集積等促進計画、番号１から番号７５、農用地利用集積等促進計画、機構から受け手、番号１から番号５の案件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。 会長 以上を持ちまして本日予定しておりました議事日程につきましては、ただ今をもちまして、全て終了しました。 （午後３時００分 議事終了）
--	--

上記の会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が真正であることを証するため、ここに署名する。

会 長 _____

議事録署名委員 10 番 _____

議事録署名委員 11 番 _____